

東京都自転車競技連盟 規 約

(2006年2月9日版)

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は東京都自転車競技連盟と称し、国際関係においては Tokyo Cycling Federation と称す。

(目 的)

第2条 本連盟は東京都における自転車競技を統括し、かつこれを代表する団体であって、その目的とするところは自転車競技を健全に普及発展させ東京都における体育文化の進展に寄与しようとするものである。

(事 業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 自転車競技に関する建議並びに諸計画を立案実施し、その技術を指導すること。
2. 日本自転車競技連盟に対し、東京都を代表して加盟すること。
3. 東京都体育協会に対し、東京都の自転車競技を代表して加盟すること。
4. 東京都自転車競技選手権大会及びその他の競技会を開催すること。
5. 日本自転車競技選手権大会に派遣する選手を選考すること。
6. 国民体育大会自転車競技会に派遣する選手を選考すること。
7. 国際競技会及び日本自転車競技連盟から特に指示される全国的競技会に派遣する選手を選考すること。
8. 東京都における自転車競技に必要な施設及び用具を検定公認すること。
9. 東京都における自転車競技の記録及び日本国際記録の公認を申請すること。
10. 東京都における自転車競技会を公認すること。
11. 自転車競技に関する出版物を刊行すること。
12. 審判講習会を開催し、審判員の公認を申請すること。
13. その他本連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

(本部及び事務局)

第4条 本連盟は都内に本部を置き、必要に応じて事務局を置くことができる。

(組 織)

第5条 本連盟は各地区を代表する競技団体並びに、本連盟の趣旨に賛同する会員をもって組織する。

第二章 役員及び組織

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
 2. 副会長 若干名
 3. 理 事 若干名
 4. 監 事 3名以内
 5. 評議員 若干名
- 2 前項に定める外、会長は理事会の推薦に依り評議員会の承認を経て名誉会長、顧問及び参与を推薦することができる。

(会長、副会長)

第7条 会長及び副会長は評議員会の決議に依りこれを推薦する。

- 2 会長は本連盟を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

(理事)

- 第8条 理事は評議員会の決議に依り理事長これを委嘱する。ただし、原則として評議員在任五年以上のものとする。
- 2 理事は本連盟の会務を処理する。
 - 3 理事は互選に依り、理事長1名、副理事長若干名、常務理事若干名を定めることが出来る。(うち1名は事務局長を兼ねる)
 - 4 理事長は理事会を統括代表し、理事会を招集して会務の運営を図る。副理事長は理事長を補佐し、常務理事は常務を処理する。常務理事の中1名は会計を担当する。

(監事)

- 第9条 監事は評議員会の決議に依り理事長これを委嘱する。監事は本連盟の財務を監査する。

(評議員)

- 第10条 評議員は各地区を代表する競技団体より各々若干名選出せられる。ただし、評議員の資格は原則として本連盟を通し、公認審判員の登録をし、かつ競技補助役員を1年以上協力したのものとする。
- 2 各地区を代表する競技団体より選出せられた評議員は、本連盟の評議員会に出席して議決権を行使することが出来る。
 - 3 評議員会議長は評議員会を代表し、評議員会の議事を整理する。

(顧問参与)

- 第11条 顧問は理事会の推薦に依り評議員会の承認を経て理事長これを推薦する。
- 2 顧問は本連盟の最高諮問機関である。
 - 3 参与は自転車競技界に功労ある者並びに学識経験者中から理事会の推薦に依り評議員会の承認を経て理事長これを委嘱する。
 - 4 参与は本連盟の重要事項について諮問に応じる。

(任期)

- 第12条 役員の任期は2ヶ年とする。

(補欠役員)

- 第13条 補欠指名された役員の任期は前任者の残存期間とする。

第三章 評議員会

(権限)

- 第14条 評議員会に付議する事項は次の如くである。
- 1 予算及び決算
 - 2 事業計画
 - 3 役員の承認又は決定
 - 4 本連盟を代表して参加する特別の競技会における代表選手並びに役員の決定
 - 5 本連盟規約の改正
 - 6 その他重要事項

(定時及び臨時評議員会)

- 第15条 本連盟の定時評議員会は原則として毎年2月、12月にこれを開く。
- 2 理事会がその必要を認めたととき、又は評議員の三分の一以上のものから要求されたときは臨時評議員会を開かなければならない。

(招集)

- 第16条 評議員会は理事長がこれを招集する。

(議事)

- 第17条 評議員会は規約の変更の場合を除き、評議員の三分の一以上(委任状を含む)の出席に依って成立する。

- 2 評議員会の議事は出席代議員の過半数で決定する。
- 3 同一議題に於いて再度招集した場合はこの限りでない。

第四章 専門委員会

(専門委員会)

第18条 本連盟は専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、別途定める。

第五章 経理

(経費)

第19条 本連盟の経費は次のもので代弁する。

- 1 維持会員会費
- 2 選手登録料
- 3 事業収入
- 4 寄付金又は補助金、助成金
- 5 その他の収入

(会計年度)

第20条 毎年1月1日より始まり12月31日に終わる。

第六章 附則

(規約の変更)

第21条 本規約の変更は評議員会に於いて評議員の三分の二以上出席し(委任状を含む)その議決権の過半数があれば変更することが出来る。

(附則)

第22条 本規約の施行については必要な事項に関する付則は理事会に於いて定める。

昭和27年	6月	1日	制定
昭和31年	3月	1日	改正
昭和35年	3月	1日	改正
昭和39年	3月	1日	改正
昭和56年	2月	1日	改正
平成17年	6月	23日	改正
平成18年	2月	9日	改正